2　第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

3　第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

一　一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

二　危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。

三　危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

四　前号の囲いの周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

五　第三号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

第六十条の二第一項第十一号中「地震発生時」を「地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十条の二第一項第十一号の二の改正規定は、平成二十四年十二月一日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十一条の二第一項（同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四中「

ふっ素及びその化合物						ミリグラム／リットル

」を

「

ふっ素及びその化合物						ミリグラム／リットル
1，4―ジオキサン						ミリグラム／リットル

」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

○国土交通省令第二号
環境省令第二号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第九条の四第二項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
厚生省
建設省令第一号

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中第四十一号を第四十二号とし、第三十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　一・四―ジオキサン　排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、一・四―ジオキサンに係る検定方法として環境大臣が定める方法

附　則

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

○環境省令第十四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四の三第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

環境大臣　細野　豪志

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

別表シス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロロエチレン」に、「一リットルにつき〇・〇四ミリグラム」を「一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム

様式第十一裏面中「第14条の9第5項」を「第14条の9第6項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

○環境省令第十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

環境大臣　細野　豪志

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあっては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2　前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3　第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条　一・四―ジオキサンについての改正後の省令第一条又は附則第二条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、この省令の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、この省令の施行の際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定でこれら物質に関し法第十二条第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）は、この限りでない。